

平成25年第9回

荒川区教育委員会定例会

平成25年5月10日

於)議員待遇者控室

荒川区教育委員会

平成25年荒川区教育委員会第9回定例会

1 日 時 平成25年5月10日 午後1時30分

2 場 所 議員待遇者控室

3 出席委員 委 員 長 青 山 侑
委員長職務代理者 高 野 照 夫
委 員 小 林 敦 子
委 員 坂 田 一 郎
教育長 教育部長事務取扱 高 梨 博 和

4 出席職員 教育総務課長 佐 藤 泰 祥
教育施設課長 丹 雅 敏
学 務 課 長 佐 藤 淳 哉
社会教育課長 北 村 美 紀 子
社会体育課長 泉 谷 清 文
指 導 室 長 武 井 勝 久
南千住図書館長 小 堀 明 美
書 記 駒 崎 彰 一
書 記 大 谷 実
書 記 浅 沼 佳 子
書 記 湯 田 道 徳
書 記 宮 島 弘 江

(1) 報告事項

ア 第七峡田小学校の爆破予告電話への対応について

イ 平成25年度荒川区登録・指定文化財諮問(案)について

ウ 伝統工芸記録映画「伝統に生きる 木版画 松崎 啓三郎」について

(2) その他

委員長 では、荒川区教育委員会第9回定例会を始めます。

本日は、5名全員出席です。

会議録の署名委員は、高野委員及び小林委員にお願いします。

教育長、あいさつをお願いします。

教育長 先生方には、大変御心配をおかけしてございます。本日の報告事項にもございますけれども、5月1日、連休のさなかに、第七峡田小学校に対し、直接ではございませんけれども、爆破予告の電話がありまして、区として当日いろいろ協議を重ねた末、爆破する旨の予告があった当日について学校を休校とさせていただいたところでございます。児童の安全を第一に考えたという対応でございますけれども、その対応につきましても、本日、ぜひ委員の皆様から御助言をいただければと考えてございますので、どうぞよろしく願いいたします。

また、そのほか、荒川区の伝統工芸記録映画を作成いたしましたので、それにつきましても、ぜひ、御意見をいただければと考えてございます。どうぞよろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

2月8日開催の第3回定例会及び2月22日開催の会議録が机上に配付されています。次の定例会で承認についてお諮りしますので、次回までに確認して、お気づきの点があれば事務局まで御連絡をお願いします。

では、本日の議事日程に従って議事を進めます。

本日は報告事項が3件です。初めに「第七峡田小学校の爆破予告電話への対応について」、説明をお願いします。

指導室長 それでは、「第七峡田小学校の爆破予告電話への対応について」報告をさせていただきます。

概要でございます。5月1日の16時40分ごろ、2回にわたりまして「明日の5月2日に第七峡田小学校を爆破する」旨の電話が都内の報道機関に入りました。報道機関から警察に通報され、18時15分の時点で、荒川警察署より、第七峡田小学校及び教育委員会事務局に連絡がございました。

対応についてでございますが、5月1日の水曜日、18時55分ごろに、荒川警察署において、いたずらかどうかも含めて、第七峡田小学校校内外の安全確認が開始されました。19時44分の時点で不審物等は見当たらないと荒川警察署より報告がありまして、そのあとも探索を継続しておったところですが、20時20分の時点で、児童の安全を確保する観点から、翌日の5月2日は、全日臨時休校を決定いたしました。併せて、併設する町屋幼稚園及び七峡小学校児童クラブについても、休園、休室を決定させていただきました。20時25分より、学校及び区教育委等から、保護者及び関係各所に、電話、電子メールによって、その旨連絡をさせていただ

いたところ です。

5月2日の木曜日になりまして、7時50分ごろまで、再度、荒川警察署員が、学校内外の安全確認を行いました が、不審物等は結局ございませんでした。その日の午後14時30分、上記の件についてプレス発表を行い、16時の時点で、警察からの助言等により連休明けの7日からの教育活動等の再開を決定し、学校、区教委から、保護者を含めて関係各所に連絡をしたところでございます。

5月3日から6日のゴールデンウィーク連休中につきましては、警察による学校周辺の警備及び施設開放の中止などを行いました。また、昼間につきましては、管理職が交代で校内を巡回及び待機をして、教育委員会事務局との連絡体制を構築しながら警備に当たっていたところ です。

5月7日、火曜日、連休明け早朝より、警察及び学校職員による校内外の安全確認をした後に教育活動を再開いたしまして、心理専門相談員を緊急で学校に常駐させるなどの対応も行っておりますけれども、特段の児童への影響等は見られておりません。また、保護者あるいは地域の方からの問い合わせや苦情等も全くない状態で、大変落ち着いた対応をしていただいたと感じました。

今後につきましては、荒川警察署との連携を図りながら、学校周辺の警備を強化、継続をしていく予定でございます。

また、今度の11日の土曜授業日の保護者会において、これまでの対応につきまして、保護者向けに説明を学校の方から行う予定でございます。

御説明につきましては以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。ただいまの説明について、質問等はございますか。

小林委員 今回の事件ですけれども、校長先生又は教育委員会の事務局の方々、本当に大変だったと思います。御対応、ありがとうございます。こういった事件が起きたときは、子供の安全を大人が断固として守るのだという姿勢を示すことが必要なのではないでしょうか。その意味で、今回の御対応は非常によかったのではないかと考えております。

それで、質問があるのですが、東京都の教育委員会で危機管理マニュアルを出しているかと思 います。その中で、各学校の方で校内の学校危機管理計画をつくるということが書かれてい ますが、荒川区の各学校の状況はどうなっているのでしょうか。

指導室長 東京都の資料につきましては、もちろん学校にはいっております、各学校で危機対 応の今のような資料を用意しておるところであります。災害から、そういった今回のような事故 まで含んでおりますので個別のケースについて細かくということではありませんけれども、事故 あるいはこういった事件に対しての対応については、各校での対応をどういうふうにするのか対 応の仕方をきちんと用意して、教職員の中でも共通理解を図っておるところであります。

小林委員 そうですね。こういった事件が起きたので、もう一度改めて学校における危機管理体制を見直すということが重要ですね。

委員長 今回は、報道機関にそういう電話があって、報道機関が警察に通報して、警察から学校に連絡があったのですけれども、仮にその種の電話が学校に直接あったとします。その場合の対応というのはどうなりますか。

指導室長 まずこちらに一報が入ることになると思います。こちらからのアドバイスもしながら、警察等、必要なところへの連絡をして、今回もこちらからも直接警察とのやりとり、あるいは指導主事が直接警察や学校に赴いて現場の状況を把握しながら対応してございましたけれども、その経路のあり方によって、同じようにすぐ人が行って情報収集あるいは情報の共有から始めるような形になるかと思えます。

委員長 仮に学校で生徒がいる授業中に、今すぐ爆破するという電話があったとすると、どういう対応になりますか。

指導室長 まずは子供の避難が学校としてみれば先になりますので、どういう内容で、どこの場所とか、あるいは漠然と爆発とかという話になるかもしれないのですけれども、緊急の判断として、校長の方でももちろん子供の安全を確保するために、どういう避難をしたらいいかといった判断をして、まずは避難をさせると思えます。そのところで、必要なところに連絡をといったようなことにはなるかと思えます。

委員長 指導室長の考えは、学校に今すぐ爆破するような電話があった場合は、その真偽とかの確認は別として、もちろん通報等は並行してやるのでしょうけれども、まずは全校の生徒を避難させるという考え方ですね。

指導室長 そうですね。ただ、その爆発物が具体的でないとしたときに、どこにどう避難させていいかもわからないような状況であれば、そういった連絡が入ったということを、私どもの方、あるいは警察等に校長から連絡を入れて、アドバイスを受けることにはなるかと思えます。

委員長 相談するのが先になるのですか。通報はするとしても、相談するのが先なのか、直ちに避難させるのかという判断は、誰がすることになりますか。

指導室長 一刻を争うところなので、現場ではやはり校長の判断になると思います。

委員長 そうですよ。でも、指導室長の考えとしては、その内容はいろいろ考えられますけれども、仮にすぐに学校内のどこかで爆発物を仕掛けたから爆発するという、仮にそういう電話があったとしたら、常識的に言えば、まずすぐに避難はさせるだろうと。並行して、もちろん通報だとか、教育委員会事務局に対する連絡はするでしょう。全ての校長先生がそう考えますかね。

指導室長 思っているところで、また個々のケースを想定しての指導と、私どもも難しいところではあるのですけれども、一般的に、やはり校長先生の方も、その情報の真偽を確認して、ま

ずは何が必要なのかという判断はして下さると思っておりますので、私どもの思うような対応をしていただけると考えています。

委員長 そのことについてのマニュアルというのは、あるのですか。

指導室長 いわゆる今申し上げたような危機対応マニュアルに、大まかなというか、流れは示されていますので、では、とっさのときに校長は1回1回見るというよりは、ふだん、そういった内容も踏まえながら、とっさの対応はしていただけると思っております。

教育長 今、大変示唆に富む重要な御指摘をいただいたとさせていただきます。先ほど小林委員からも、児童の安全確保がまず第一で、この対応したことについては一定評価するというお話しいただきました。また、青山委員長が仮にというようなことですが、その例を出していただいて、それが果たして各学校、全ての学校に徹底されているかどうかということについて、指導室といいますか事務局にお聞きいただいた点については、今回は、私どもが判断できたからいいのですけれども、学校長がまず第一義的に判断しなくてはいけないときに、学校長がない場合もあるでしょうから、各学校が迅速な対応が図られるかどうか、そういった体制になっているかどうかについて、改めて全校に周知徹底をしたいと思えます。

委員長 さっき小林委員から御指摘のあった東京都の危機管理マニュアル等があり、それは各学校にいつているとは思いますが、校長先生も、副校長先生も仕事はたくさんあるから、これが常に頭に入っているとは限らないですね。それからもう一つ言うと、区役所には、荒川区役所として、その種のことに係る危機管理のマニュアルというのはあるのですか。

教育長 私も今まで区長部局にいましたけれども、果たして、そのときに、例えば私のところに区役所を爆破する、おまえのところの仕事はなっていないから爆破するぞといったときに、直ちに職員全員を避難させるかどうかという点につきましても存じ上げませんので、そういったことも役所の中も含めて改めて徹底しなくてはいいませんね。

委員長 実は、私の大学院では毎年1回、数百人を動員した図上訓練というのをやるのですが、その想定は水害とか、火山の噴火とか、地震とか、インフルエンザとか、いろいろなのですが、数年前に、ある区役所に、その某区役所の建物の爆破予告電話があったという想定を図上訓練をしたことがあります。実際にその某区役所の幹部の人たちに来てもらって、訓練をしたのです。その場合に、当然、今、集中システムなのか、クラウドに預けているのかは別として、情報システムが完全に機能が麻痺するわけですね。そうすると、住民の権利関係での届出だったりとか一切受け付けられなくなるわけですね。という場合に、どうするかという訓練をしたことがあるのですよ。

その場合に、さっき教育長も小林委員もおっしゃいましたけれども、命を一番大事にするという考え方からすると、まず、多分いたずらだろうと思っても、とにかくみんな避難させるという

のが、普通だと思うのです。そうした場合に、その機能をどうするかという問題が、区役所の場合には、直ちに区民の権利、義務、あるいは財産等に、大いに影響する。学校の場合は、むしろ空にしていいのだと思うのです。だから、ある意味、学校に何かを届けに来るとかそういうことはあまりないですから、逆に学校はむしろある意味単純で、空にしてしまえばいいという考え方というのは成り立つと思うのです。

だとしたら、もう東京都のマニュアルなどがありますけれども、要は、もし教育長とか小林委員がおっしゃったような子供の命を守るのが最優先だという考え方でいったら、とにかく空にしてしまえということ徹底させておいたらどうなのかと思うのです。

坂田委員 私も、そういう動きは基本的に賛成で、前回申し上げたように、マニュアルはあまりにも厚いものは実際には機能しないと考えます。日々接するようなものはいいですけれども、こういうような、まれにしか発生しないもののマニュアルというのは、やはり浸透させるのに非常に難しいものです。したがって、シンプルな対応方針が効果的、実効的だと思うのですね。今回の場合は児童の安全が第一ということで、基本方針を持つべきだと思います。。

もう一つは、震災の経験からよく言われていることは、現場の判断を認めるということだと思うのですね。例えば基本的に何々学校を爆破すると来れば、先生がおっしゃるように生徒を校外に誘導し、校内を全部空にする。これは私の信じるどころ校長先生は必ずそうされると思いますけれども、それはもう非常にシンプルですね。しかし、例えば学校の校門の前に爆破物を置いたとの予告があったと仮定します。その際、校門が正門か裏門かわからないという場合というのはどうするか。判断は結構難しいところがあります。判断は学校の構造にもよるべきだと考えられるので、現場の判断の余地の明確化というのは非常に重要です。機械的に全部避難させるということだと、校門を通る際に爆発に直面するリスクを高める懸念があるわけです。

震災のときに実際にあったことは、避難場所は決まっています、普通の津波であればそれで全く問題がないのだけれども、未曾有の津波の場合はそれではだめだったケースがあるわけですね。けれども、未曾有の津波が見えた場合に対して、見えたからそっちではなくて別のところに誘導した学校が実際にあるわけですね。そういう意味で、基本方針は示しつつも、必ずしもステレオタイプに予告があるわけではないことを前提として、そういうことについての現場の長の判断の柔軟性は認めているということが重要ではないかと考えます。

高野委員 校長先生に全部フィードバックするは大変難しいことなのですね。といいますのは、大阪教育大学附属池田小学校の場合のような事件、あれは教室に入りましたね。それからアメリカの鉄砲乱射事件、ああいう大きな事件もありました。そのようなときに子供たちの安全・安心を確保するという意味から、やはり担当の先生方にとって一番いい方法を選ぶように、全部校長、副校長に連絡するというのではなく、担任に責任を持って判断していただくように、きちんと

教育委員会として体制をつくってもいいと思うのです。何が起こるかわかりませんので。

坂田委員 緊急の場合はということですね。

教育長 実は、このことについて、昨日の校長会でも話をしたのですが、今回については教育委員会として迅速に決定をしてもらったので、小学校長会としては大変ありがたかったというような話もありました。今回は、若干余裕があったのですね、翌日ということもあって、どうしようかというので。

ただ、そういった意味で、教育委員会事務局からアドバイスができるいとまがある場合は、それでいいでしょうが、委員長や坂田先生がおっしゃるように、今どこどこに仕掛けたとか、今もう爆弾がということになると、これは役所に電話している前に、子供たちの安全を確保する具体的な対策をとらなくてははいけません。校長や学校自身の危機管理意識といいますが、それを高めるとともに、私どもとの密接な連絡体制を強化するというか、教育委員会事務局としての意識も強化しなくてははいけないと改めて思います。

先ほどの委員長の御助言については、早速この教育委員会が終わりましたら改めて各学校長に連絡をとって、直ちに対応しなくてははいけないときの体制について改めて各学校で徹底を図るように指示したいと思います。

委員長 関連してもう一つ、この種のことについて、区役所の担当はどこなのですか。

教育長 区役所は、庁舎管理ということで管理部に、全体ということになると総務企画部になるのですけれども、先ほども申し上げたように、自分のところだけ職員を避難させるというわけにもいきませんし、では、どこに相談するのだということになってしまいます。役所全体としての危機管理ということでも、改めて確認したいと思います。

委員長 危機管理課というのはありましたか。

教育長 危機管理を担当する生活安全課という部署があります。

委員長 生活安全課。それはいわゆる区役所の危機管理ではないですね。

坂田委員 区民の方のためのものですね。

教育長 そうですね。どちらかというとそちらですね。

委員長 区役所が何かサイバー攻撃されたとか、その種の悪意を持って攻撃の対象になった場合の、所管という言い方はおかしいですけども、全体の指揮をとるのはどこになるのですか。

教育長 総務企画部になると思います。全体調整になると思います。

委員長 わかりました。ありがとうございました。

高野委員 これは大きな問題ですね。

教育長 そうですね。

委員長 ほかになければ、次に行きます。「平成25年度荒川区登録・指定文化財諮問(案)に

ついて」、説明をお願いします。

社会教育課長 「平成25年荒川区登録・指定文化財諮問(案)について」、御説明申し上げます。

初めに、荒川区登録文化財でございます。下記の文化財を荒川区登録文化財とすること及び保持者として認定することについて、4件でございます。

1件目でございます。種別、有形文化財、歴史資料。名称、宝塔(寛文十一年二月中旬六日銘)。所有者、真養寺。所在地、荒川区南千住五丁目44番4号でございます。

2件目でございます。種別、無形文化財、工芸技術。名称、木版画彫。所有者、関岡裕介、荒川区西日暮里三丁目11番8号。

3件目でございます。種別、無形民俗文化財。名称、三河島山車人形・熊坂長範組立技術。保持者、荒川中央町会、所在地、荒川区荒川四丁目1番11号。

4件目でございます。種別、無形民俗文化財。名称、三河島山車人形・稲田姫組立技術。保持者、三河島山車人形・稲田姫保存会。所在地、荒川区西日暮里一丁目12番21号でございます。

次に、荒川区指定文化財についてでございます。下記の文化財を荒川区指定文化財とすること、及び保持者として認定することについて、2件でございます。

1件目、種別、無形文化財、工芸技術。名称、指物。保持者、井上喜夫。所在地、荒川区荒川二丁目35番5号。

2件目でございます。種別、記念物、史跡。名称、富士塚。所有者、石浜神社。所在地、荒川区南千住三丁目28番58号でございます。

詳しい内容につきまして、以下の添付の4枚の資料をふるさと文化館館長の野尻より、説明させていただきます。

荒川ふるさと文化館館長 ふるさと文化館、野尻が説明させていただきます。御手元の資料と写真を御覧になりながらお聞きください。

まず、登録文化財、有形文化財歴史資料の宝塔(寛文十一年二月中旬六日銘)、南千住五丁目の真養寺さんの境内にあるものです。寛文11年、幕府御用の材木や石材を扱っておりました吉田勘兵衛が建立した吉田家の供養塔になります。吉田勘兵衛というのは、横浜の吉田新田の開発で知られている人で、真養寺の再興に当たって、土地や浄財などの寄進を行ったことで知られている人です。宝塔には、初代勘兵衛の戒名を初め、吉田家関係と思われる人々の戒名が多数刻まれています。

続きまして、無形文化財、工芸技術、木版画彫、関岡裕介。昭和32年5月24日生まれ、55歳。西日暮里三丁目のひぐらしの里と言われているところにお住まいの職人さんです。無形文化財、工芸技術というのは、まず、木版画彫を文化財として登録いたしまして、保持者として関岡さんをまた登録するというやり方になります。木版画彫というのは、御存じのように、木版

画の版木に絵ですとか文字を彫る技術になります。保持者は、父親が実は木版画の摺師、指定無形文化財で故人となりましたが、関岡功夫さん、2代目、扇令さんの息子さんになります。高校卒業後、文京区の木版画彫師、4代目、大倉半兵衛氏に師事して、技術を修得いたしました。7年の修業を経て、独立され、お父さんの仕事場を使われて、関岡木版画工房を運営しております。かつてはお父様と、また、現在はお父様のお弟子さんになりますが、登録無形文化財の川島秀勝さんと連携して仕事を行うことが多いです。現在は、荒川区の匠育成事業により、馬場紗絵子氏の育成に努めておられます。

続きまして、無形民俗文化財、三河島山車人形・熊坂長範組立技術。これは保持団体になりますが、荒川中央町会です。区役所の近くにある町会ですけれども、明治時代の人形師、古川長延によって作られたと伝えられる山車人形、熊坂長範を所有しております。これは区の指定有形民俗文化財になっておりますが、この組立の技術を文化財とするということでございます。先生方、熊坂長範についても、御覧になったことがあるかと思えますけれども、6月に行われます南千住の素盞雄神社の天王祭のときに、町会の神酒所に飾られる祭礼に用いる道具、これの組立技術を保持している団体でございます。台座の木組み、それから人形本体への腕・脚の取り付け、頭の据え付け、衣裳の着せ付け、岩の組み立て、太刀や長刀などの取り付け、供物の飾り付けなどから技術はなります。この技術は、三河島の地縁的組織であります通次（ツシ）という組織があり、そちらがもともと伝えていたものが後に熊坂保存会、現在は荒川中央町会が保持しているということになります。

もう一つ、三河島には、指定有形民俗文化財になっております稲田姫という山車がございますが、こちらの稲田姫の組み立て技術につきましても、登録したいということでございます。稲田姫は東京でも有数の古い人形で、幕末の文久元年の墨書銘をもつ三河島の山車人形でございます。こちらは、6月、やはり素盞雄神社の天王祭のときに、本祭のときには素盞雄神社の神楽殿に飾られますし、陰祭のときには、荒川四丁目西仲睦会・荒川文化会・大西町会・荒川宮地町会が輪番で神酒所に飾っておりました。近年、神酒所が、手狭になってしまいまして、大きな山車人形を飾るところがなかなか確保できないということで、三河島稲荷というお稲荷さんの社殿に飾っております。組み立て技術の概要といたしますのは、基礎台、高欄の組み立て、本体・頭を組みながら袴・襦袢・衣裳を着せ付けること。それから、鏡などの付属品の取り付け、供物の飾り付けなどからなります。こちらも、三河島の地縁的組織、通次（ツシ）の管理を経まして、4町会が伝承してきた技術でございます。平成23年2月に、この4町会から代表者を出しまして、三河島山車人形稲田姫保存会が発足して、伝承に努めているところでございます。

以上、4件が登録文化財になっています。山車人形と組み立て技術につきましては、今年の7月に文化財保護審議会から答申が出まして、人形本体の修理とか保存だけではなく、組み立て

技術も重要であるといった答申をいただきまして、この登録の候補といたしました。

お写真を見ていただきますとわかりますように、町会のメンバーの方々がいつも何人か出られて、皆さん苦労しながら、汗をかきながら組み立てていらっしゃるのですけれども、実はほとんど60歳以上ぐらいの方がやっていますね。伝統工芸と同じように、もう少し若い人たちに伝承していくような指導もできればと考えております。

続きまして、指定文化財の説明をさせていただきます。無形文化財、工芸技術、指物。こちらは、保持者が井上喜夫さん、昭和17年1月1日生まれ、70歳、東日暮里四丁目にお住まいの職人さんです。指物というのは、鉄の釘を使わずに木を組み合わせることで木製家具を制作する技術です。指物系の技術としまして桐たんすがありますけれども、それよりももうちょっと小ぶりの小引出とか鏡台などをおつくりになります。保持者は、東日暮里生まれで、指定無形文化財でありました父の井上猪治氏の下で修業し、技術を修得いたしました。弟子といたしまして、御子息で後継者になっております井上健志氏、それから河内素子氏がおられます。保持者の工房で3人で仕事をしております。平成8年度、区登録無形文化財保持者に認定され、平成13年度、経済産業省認定伝統工芸士となり、同14年、東京都優秀技能者知事賞（東京マイスター）の受賞、それから江戸指物協同組合相談役を務められるなど、江戸指物の業界の指導にも貢献されています。同23年に瑞宝単光章に叙せられました。

続きまして、もう1件、記念物、史跡、富士塚、石浜神社、南千住三丁目の白鬚橋の近くにある石浜神社さんの富士塚でございます。石浜神社の富士塚につきましては、やはり1月の文化財の答申の段階で保留になりました。神社が荒川区の近代の歴史の中で3回ほど移転しておりまして、塚の場所も移動しているし、形態も変わっていると。それで、考古学の専門の先生の方から、史跡としてはよろしくないのではないかという御意見をいただきまして、むしろこの富士塚の構成物であります石造物についても一度調査をして、この段階では史跡として出しますが、別の種別で指定したらどうかという御意見もいただきましたので、再度出させていただいております。恐らく答申の段階では史跡ではない名称で答申が出るかと思われまますので、よろしく願いいたします。

以上、6件の候補でございます。よろしく願いいたします。

高野委員 一つあります。今の富士塚の話は置いておきまして、1番の真養寺は、吉田家のお墓ですね。

荒川ふるさと文化館館長 そのお寺ではなく、荒川ふるさと文化館のすぐ近くにあります。国道4号線で境内を明治時代に二分されているので、お墓と境内の本堂が別々になって。

高野委員 上野の山の戦いで前線から離脱する彰義隊を、非常に大切にしたというお寺ですか。

荒川ふるさと文化館館長 ではないのです。

高野委員 ではないのですか。でも、二番目のお寺のような気がした。そうすると、そういう意味で寺は指定文化財にはならないのですね。

荒川ふるさと文化館館長 こちらのお寺は日蓮宗のお寺さんでして、寛文のころ、上野の方から移転してこちらの南千住のお寺になったものなのですからけれども、その移転した際に、吉田家がその再興、中興に……。

高野委員 そうですか。では、彰義隊とは直に関係ないのですね。

荒川ふるさと文化館館長 そうです。

高野委員 わかりました。それは記憶違いです。

小林委員 教えていただいてもよろしいでしょうか。大変興味深く聞かせていただきました。この三河島の地縁的組織の通次（ツシ）という組織がずっと伝統技術を保持してきたわけですが、この組織というのはいつごろからあるのですか。

荒川ふるさと文化館館長 これは江戸時代からの組織です。近代ぐらいまで維持してきました。単位に関しましては、コナという、コアザよりも、もうちょっと小さい単位の、むしろ五人組から発生したのではないかとされる小さい単位の集団です。その人たちが輪番で維持してきた。三河島の場合、結構裕福な植木屋さんがたくさん住んでいましたので、その方たちがつくり上げた山車人形というふうに考えています。

小林委員 そうですか。通次（ツシ）というのは、三河島の独特のものなのですか。

荒川ふるさと文化館館長 ほかの地域でも恐らくあるとは思いますが、この調査の段階で通次（ツシ）という集団がいるということを確認しました。

小林委員 そうですか。

高野委員 この伝統を維持してほしいですね。他にあまりないのだから……。

小林委員 そうですね。ぜひ維持してほしいですね。この組み立ては、60歳くらいの方々がやっているということなのですからけれども、何人で、何分ぐらいかかるのですか。

荒川ふるさと文化館館長 そのときどきで何人来るかは、町場の都合というのがありまして、多いときには15人ぐらいがやっていたらしゃるのですけれども、リーダーがいて、その人の指図どおりに動いて組み立てていきます。ただ、1年に一遍組み立てるだけなので、だんだん高齢化してくるにつれ、時間がすごく長くなってきています。昔よりもどんどん長くなってきているので。試行錯誤しながらやっているところも若干あります。記録映像を撮っておりまして、現代的な、映像を見ながら、こうだったと確認しながらやっています。

小林委員 映像は大切ですね。

荒川ふるさと文化館館長 そうですね。

小林委員 そうですか。ありがとうございます。

委員長 富士塚ですけれども、富士山が世界遺産に指定されたからといっても、別に来たこともない人たちの、ICOMOSでしたっけ、鎌倉はだめで富士山はいいとか日本人としては言われたくないという気持ちが強いですけれども。鎌倉だって、誰がどう考えても、あれを歩けば、相当歴史の勉強になる歴史遺産だと思うのですね。富士山は別にICOMOSに指定してもらわなくたって、日本人というよりも世界の人知っているものであって、それで権威づけしたからどうのこうのということはないと思うのです。とは言え、やっぱり荒川区で富士山絡みというのは、この前、話が出たときには富士塚が二つあって富士見坂が一つあるという話でしたけれども、富士山絡みの史跡とか遺跡とかというのは、ほかにもあるのですか。

荒川ふるさと文化館館長 場所としてはございませんけれども、富士山を信仰してきた方々が持っていたお道具はあります。マネキという富士講の名前をすごく大きな羅紗に刺繍をして、すごくぜいたくなものですが、そういったものが明治時代ぐらいのもので残っております。

委員長 それは、区民の方がどなたかがお持ちで。

荒川ふるさと文化館館長 区民の方から区の方に寄贈していただいたものです。もう使わないということで。

委員長 なるほど。ふるさと文化館の収蔵物であるわけですか。

荒川ふるさと文化館館長 はい、そうです。

委員長 なるほど、そうですか。石浜神社の富士塚ですけれども、これは史跡としては移転しているから難しいのではないかという話が前回あったと思うのですが、そうすると、文化財とか、例えば石造物などを登録する可能性もあるということもあるわけですか。

荒川ふるさと文化館館長 他区の状況、富士塚をどういうふうに登録しているかということを確認しましたら、有形民俗文化財という形でやっているところが結構ありました。そうしますと、多少手が入っていても、今も信仰されているものということで通る可能性があるということです。

委員長 なるほど。富士山というのは、富士山自体にはなかなか登る機会がないので、富士塚をつくって、それに登って富士山に登ったことにしようという富士山信仰があるという話がありますけれども、ここは登れるようにはなっていないのですか。

荒川ふるさと文化館館長 もう1件の指定文化財になった素盞雄神社の富士塚も、むしろ遙拝する。登るのではなくて拝む対象だと思います。こちらも同じようなことだと思います。石浜神社は、特に富士山を見るためのポイントとして中世ぐらいから非常に知られていた場所なものですから、逆に、富士講の歴史よりも、もっと古い富士山信仰が見られる遺跡だと思います。

委員長 なるほどね。荒川区にこの種の内容は豊富ですよ。ありがとうございました。

では、次に、「伝統工芸記録映画『伝統に生きる』木版画摺、松崎啓三郎について」、説明をお願いします。

荒川ふるさと文化館館長 『伝統に生きる』でございますけれども、一昨年、平成23年に指定文化財になりました松崎啓三郎さんの技術を記録に残すために、昨年度撮影したものでございます。松崎啓三郎さんにつきましては、映像の中にプロフィールも出てきますので、御覧になっていただければと思います。今回、この映画を撮るに当たりまして、荒川ふるさと文化館の所蔵しております広重の、地元の人たちが「鶴御成」と呼んでいる『箕輪金杉三河しま』という浮世絵を原版にいたしました。これを摺るには版木が要りますので、版木の方は先ほど御説明いたしました関岡裕介さんに頼みまして、版木を用意していただきました。そちらの方も映像の中に入っておりますので、ぜひ御覧ください。

教育長 もし、伝統工芸展とかで復刻版を購入すると、いくらぐらいになりますか。

荒川ふるさと文化館館長 1万円ちょっとぐらいで買えると思います。額屋さんもいますのでセットで購入ができます。

高野委員 工芸展に行かなければ。

荒川ふるさと文化館館長 お高いというふうに思うかどうかは、見ていただければ……。安い買い物だと思います。

社会教育課長 ふるさと文化館館長野尻が別のところに行く用事がありますので、これで失礼させていただきます。

荒川ふるさと文化館館長 失礼します。

委員長 ありがとうございます。

教育総務課長 上映時間は29分でございますので。

(DVD鑑賞)

委員長 手間がかかるものですね。ありがとうございます。これについては、何かございますか。よろしゅうございますか。

では続いて、5月から7月までの教育委員会関係主要行事は配付資料のとおりですが、これについて何かございますか。

教育総務課長 特にありません。

委員長 予定しておりました事項は以上ですが、事務局から連絡事項等はございますか。

教育総務課長 特にありません。

委員長 以上をもちまして、教育委員会第9回定例会を閉会します。

休憩後に協議会を開催しますので、よろしく申し上げます。

了